

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

				資料番号	1	担当課	森林整備課
法令名	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	根拠条項	9、10	許認可等の内容	特定増殖事業計画の認定		
<p>第9条</p> <p>第3項 特定都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その特定増殖事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>1 当該特定増殖事業計画が基本方針に照らし適切なものであること。</p> <p>2 前項第2号から第6号までに掲げる事項が当該特定増殖事業計画に係る特定増殖事業を確実に実施するために適切なものであること。</p> <p>3 申請者が特定増殖事業を適確に遂行するに足る技術的能力その他の能力を有し、かつ、林業種苗法第10条第3項第1号又は第2号のいずれにも該当しないこと。</p>							